

○岡山市中央卸売市場青果物を取り扱う売買参加者の承認要領

岡山市中央卸売市場（以下「市場」という。）の青果物を取り扱う売買参加者（以下「売買参加者」という。）の承認については、岡山市中央卸売市場業務条例（令和2年市条例第28号。以下「条例」という。）及び岡山市中央卸売市場業務条例施行規程（令和2年市市場事業部管理規程第9号。以下「規程」という。）によるもののほか、この要領により行うものとする。

1 資格要件

売買参加者になろうとする者の資格要件は次のとおりとする。

(1) 対象事業者

- ア 一般消費者又は事業者に対して販売をすることを業とする小売業者若しくは卸売業者
- イ 加工品を製造して販売することを業とする加工業者
- ウ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）及び消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に基づく協同組合
- エ その他市場事業管理者（以下「管理者」という。）が特別に認める者

(2) 知識及び経験

- ア 市場における売買取引について必要な知識を有すること。
- イ 成人で、申請に係る取扱品目に属する物品の仕入れ又は販売業務等について3年以上の経験を有すること。ただし、規程第34条に規定する売買参加代理者を置くときは、この限りではない。
- ウ 申請者が法人である場合にあっては、売買取引に参加する者が前ア及びイの要件を備えていること。

(3) 資力信用

- ア 管理者が指定した精算代払機関（以下「精算代払機関」という。）と代払い契約を締結し得る資力信用を有すること。
- イ 申請者が関係業者に対して著しく遅延した支払債務を有しないこと。
- ウ 税法に基づく納税義務を遂行している者であること。
- エ 申請者が法人である場合は、直近の財務状況において、経常損失及び前期繰越損失が発生していない者であること。
- オ 申請者が個人である場合は、エの規定を準用する。

(4) 卸売業を営むものについては、前各号のほか市場の流通を著しく阻害しないものであること。

(5) すでに承認を受けている売買参加者の役員又は使用人以外の者であること。

2 必要な知識の認定

卸売業者が行う卸売の相手方として売買参加するために必要な知識の認定は、口述試験又はその他適当な方法によって行うものとする。

3 意見の聴取

管理者は、この要領の運用について、次の各号に定めるところにより青果物売買参加者資格調査委員会（以下「委員会」という。）を開催し、市場関係者の意見を聴くも

のとする。

(1) 所掌事項

委員会は、市場における取引秩序の確保及び適正かつ健全な業務運営を図るため、新たに売買参加者の承認を得ようとする者及び売買参加者の更新の承認を受けようとする者の資格要件等に関する事項を調査し検討する。

(2) 組織

ア 委員会は、委員10人以内で組織する。

イ 委員は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者、開設者及びその他の市場関係者のうちから、管理者が選任する。

(3) 委員の任期

ア 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

イ 委員の再選は妨げない。

(4) 委員長の選任及び権限

ア 委員会に委員長及び副委員長を置き、管理者の選任によりこれを定める。

イ 委員長は、会務を総理する。

ウ 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(5) 庶務

委員会の庶務は、岡山市市場事業部において処理する。

4 承認

管理者は、条例第38条第1項の承認をした場合、申請者に対し売買参加者承認書(様式第1号)を交付するものとする。

5 受付期間及び承認期日

受付期間及び承認の期日は、次のとおりとする。ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

受付期間	承認期日
毎年11月1日から11月末日まで	毎年1月5日
〃 2月1日から2月末日まで	〃 4月1日
〃 5月1日から5月末日まで	〃 7月1日
〃 8月1日から8月末日まで	〃 10月1日

6 承認の有効期間

売買参加者としての承認の有効期間は、新規に承認を受けた場合にあっては、承認の日から1年とし、承認の更新を受けた場合にあっては、更新の日から3年とする。

7 承認の更新

(1) 売買参加者として承認を受けている者が、承認の更新を受けようとするときは、青果物売買参加者更新承認申請書(様式第2号)を管理者に提出して、その承認を受けなければならない。

(2) 更新の受付期間及び承認期日は、第5項の規定に準ずる。

8 更新の欠格条件

次の各号のいずれかに該当するときは、承認の更新を受けられないものとする。ただし、管理者が特別に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 新規に承認を受けた者が、承認の更新を受けようとする場合は、承認に係る取扱品目に属する物品の卸売業者からの買受額（売買参加者組合が代表して買い受けした額を含む。以下「買受額」という。）が年200万円に満たないとき。
- (2) 承認の更新を受けている者が、承認の更新を受けようとする場合は、過去3年間の卸売業者からの買受額の平均が年200万円に満たないとき。
- (3) 条例第38条第4項第1号から第7号までのいずれかに該当するか、又はこの要領第1項第1号、第2号、第3号アからエまで及び第4号並びに第5号の資格要件のいずれかに該当しなくなったとき。

9 改善措置命令

(1) 管理者は、売買参加者が次のいずれかに該当するときは、当該売買参加者に対し、必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

ア 正当な理由がなく、過去1年間に卸売業者からの買受実績がなかったとき。

イ 買受代金の支払いを怠ったことにより、精算代払機関から代払いの停止処分を受け、その日から起算して1月以内に支払いを完了しなかったとき。

ウ 精算代払機関から代払いの停止処分を年3回にわたって受けたとき。

(2) 精算代払機関は、売買参加者の代払いを停止したときには、その旨を直ちに管理者に届け出なければならない。

附 則

この基準は、昭和47年9月1日から施行する。

附 則

1 この基準は、昭和58年9月1日から施行する。

2 昭和58年2月14日前に条例第33条第1項により売買参加者として承認を受けている者は、この基準の適用を除外する。

3 昭和58年2月14日前に売買参加者として承認を受けている者に係る承認の有効期日の前日まで有効なもののみとする。

4 昭和58年2月14日付けで承認を受けた者の承認期限は、第5項の規定にかかわらず昭和59年3月31日までとする。

附 則

この基準は、公布の日から施行し、昭和58年2月14日改正の附則、一部改正分については、昭和58年2月14日から適用する。

附 則

この基準は、平成11年6月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 この要領の施行前に受理した承認申請については、前項の規定にかかわらず、この要領を適用しないものとし、なお従前の例によるものとする。

附 則

1 この要領は、平成22年10月11日から施行する。

2 この要領の施行前に受理した承認申請については、前項の規定にかかわらず、この要領を適用しないものとし、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和2年6月21日から施行する。

2 この要領の施行前に受理した承認申請については、前項の規定にかかわらず、この要領を適用しないものとし、なお従前の例によるものとする。